十七　都道府県介護保険事業支援計画の達成状況の点検及び評価	各年度における市町村介護保険事業計画の達成状況に係る市町村の点検及び評価を基礎として、各年度における都道府県介護保険事業支援計画の達成状況を点検及び評価する方法等を定めること。
十八　その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を支援するために都道府県が必要と認める事項	介護保険事業に関する情報の提供等の介護保険事業の趣旨の普及啓発その他の介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を支援するために都道府県が必要と認める事項を定めること。

別表第五中「第４期」を「第５期」に、「平成21年度～23年度」を「平成24年度～26年度」に改める。

○厚生労働省告示第百八十四号

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）附則第十三条の四第四項、附則第十三条の五第四項、附則第十四条の三第四項及び附則第十四条の四第四項並びに高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十号）の規定に基づき、平成二十四年度における同法による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定に関して厚生労働大臣が定める率及び額を次のように定めたので、同令第四十七条第一項、附則第十九条の二及び附則第二十四条の規定により公示する。

平成二十四年三月二十九日

厚生労働大臣　小宮山洋子

区分	率又は額
高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（以下「省令」という。）第三条に規定する前期高齢者交付算定率	○・○○三四五○
省令第五条第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める率	一・○七二七一
省令第八条第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める率	一・○一九三○
省令第九条第三項に規定する概算補正係数	一・○四九四○
省令第十一条に規定する一人平均前期高齢者給付費見込額	四一二、一六○円
省令第十五条において準用する省令第九条第三項に規定する確定補正係数	一・○五二三九
省令第十六条に規定する一人平均前期高齢者給付費額	三九一、六三四円
省令第十七条において準用する省令第三条に規定する前期高齢者納付算定率	○・○○二五九四
省令第十八条第一項第一号ロに規定する厚生労働大臣が定める率	一・○六二八四
省令第十八条第一項第二号ロに規定する厚生労働大臣が定める率	マイナス○・三七○四三
省令第十八条第一項第三号ロに規定する厚生労働大臣が定める率	一・二二四六六
省令第十九条第二項第二号に規定する厚生労働大臣が定める率	○・九八七三六
省令第十九条の二に規定する加入者一人当たり負担調整対象見込額	六十二円
省令第二十条の二に規定する加入者一人当たり負担調整対象額	八十七円
省令第二十一条に規定する厚生労働大臣が定める額	三円六十銭
省令第三十六条において準用する省令第三条に規定する後期高齢者支援算定率	○・○○三九一五
省令第三十七条第一号ロに規定する厚生労働大臣が定める率	一・一二五八○
省令第三十七条第二号ロに規定する厚生労働大臣が定める率	一・○五七六○
省令第三十八条に規定する加入者一人当たり負担見込額	四九、五二二円
省令第四十条に規定する加入者一人当たり負担額	四三、九九九円
省令第四十一条において準用する省令第二十一条に規定する厚生労働大臣が定める額	三円七十銭
省令附則第十八条の二に規定する加入者一人当たり負担見込額	二円七十八銭
省令附則第十九条において準用する省令第二十一条に規定する厚生労働大臣が定める額	三十六銭
高齢者の医療の確保に関する法律（以下「法」という。）附則第十三条の四第四項に規定する納付金概算拠出率	○・○○○六二三七五
法附則第十三条の五第四項に規定する納付金確定拠出率	○・○○○五三四九三
法附則第十四条の三第四項に規定する支援金概算拠出率	○・○○六五七三四三
法附則第十四条の四第四項に規定する支援金確定拠出率	○・○○五八四三一六

○厚生労働省告示第百八十五号

高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十号）第四十七条第二項の規定に基づき、平成二十四年度における全保険者平均前期高齢者加入率を次のように公示する。

平成二十四年三月二十九日

厚生労働大臣　小宮山洋子

区分	率
高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（以下「省令」という。）第十条第一項に規定する全保険者平均前期高齢者加入率見込値	○・一二八四七三七
省令第十五条において準用する省令第十条第一項に規定する全保険者平均前期高齢者加入率	○・一二四七一○○四

○厚生労働省告示第百八十六号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第五十六条第四項並びに健康保険法等の一部を改正する法律附則第三十八条の規定によりなおその効力を有するものとされた健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十年厚生労働省令第七十七号）第八条の規定による廃止前の老人保健法による保険者の拠出金の額の算定に関する省令（昭和六十二年厚生省令第六号）の規定に基づき、平成二十四年度における健康保険法等の一部を改正する法律附則第三十八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法による保険者の拠出金の額の算定に関して厚生労働大臣が定める率及び額を次のように定めたので、同令第十八条第一項の規定により公示する。

平成二十四年三月二十九日

厚生労働大臣　小宮山洋子

区分	率又は額
健康保険法等の一部を改正する法律（以下「平成十八年改正法」という。）附則第三十八条の規定によりなおその効力を有するものとされた健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十年厚生労働省令第七十七号）第八条の規定による廃止前の老人保健法による保険者の拠出金の額の算定に関する省令（昭和六十二年厚生省令第六号。以下「省令」という。）第四条に規定する算定率	○・二三○○三三